

公立大学法人大阪教職員給与規程

制 定 平成31. 4. 1 規程 40
最近改正 令和7. 3. 31 規程 57

第1章 総則

(趣旨等)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第57条の規定に基づき、教職員（就業規則第2条第1項に規定する教職員のうち就業規則第57条第4号に掲げるものをいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 教職員の給与は、給料、給料の調整額、管理職手当、職務負担手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及びクロスアポイントメント手当とする。

第2章 給料の支給基準

(給料)

第3条 教職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

(給料表)

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 一般職給料表(1) (別表第1)
- (2) 一般職給料表(2) (別表第2)
- (3) 教育職給料表 (別表第3)
- (4) 看護職給料表(1) (別表第4)

(職務の級の決定)

第5条 教職員の職務の級（給料表に定める職務の級をいう。以下同じ。）は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、公立大学法人大阪教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「昇給等規程」という。）の定めるところにより決定する。

(初任給の決定)

第6条 新たに教職員となった者の号給は、昇給等規程に定める初任給の基準に従い決定する。

(昇格等による給料決定)

第7条 教職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合又は1の職から同じ職務の

級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、昇給等規程の定めるところにより決定する。

(昇給)

第8条 教職員の昇給は、昇給等規程に定める日に、同規程で定める期間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとし、同規程に定める基準に従い決定するものとする。

2 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

3 休職となった教職員が復職したときその他他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、昇給等規程で定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(給料の調整額)

第9条 職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職であり、給料表の給料月額をもって給料とすることが適当でないと認められるときは、調整額を支給する。

2 前項の規定により調整額を支給する教職員は別表第5に定める者とし、支給額は同表の支給額欄に定める額とする。

3 前2項の規定による給料の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(給料支給の始期及び終期)

第10条 新たに教職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた者には、その日から異動後の給料を支給する。

2 教職員が離職し、又は死亡したときは、次の各号に掲げるところにより給料を支給する。ただし、離職又は死亡の日に第38条第8項及び第39条から第42条までの規定により給料の支給を受けていない者については、この限りでない。

(1) 次号から第5号までに該当する者以外の者については、その月の末日までの給料を支給する。

(2) 異職又は死亡の日に第45条第3項に該当する者及び給料の支給を受けている休職者については、現に支給されている給料の額をその月の末日まで支給する。

(3) 就業規則第31条（第2号及び第8号に掲げる場合を除く。）の規定により解雇された者及び就業規則第53条第5号の規定により懲戒解雇された者については、その離職の日までの給料を支給する。

(4) 公立大学法人大阪教職員退職手当規程第4条の適用を受ける者については、その離職の日までの給料を支給する。

(5) 就業規則第18条の転籍出向の命令に応じて退職した者については、その退職の日までの給料を支給する。

(6) その他公立大学法人大阪（以下「本法人」という。）の要請に応じて人事交流等のため退職した者については、その退職の日までの給料を支給する。

(7) 前各号に掲げるもののほか、当該教職員が勤務成績不良な者であったとき又は職務上の義務に違反する行為を行った者であるときは、その離職の日までの給料を支給する。

3 離職した教職員（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50条）に基づき大阪府（以下「府」という。）又は大阪市（以下「市」という。）から派遣されていた者が、本法人のみと雇用契約を結ぶ教職員となるために府又は市を退職した場合を含む。）が即日又はその翌日教職員になった場合の給料支給については、引き続き在職するものとみなすことができる。

（給料の日割計算）

第11条 前条の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月について支給すべき給料の額は、その月の現日数から所定の休日（公立大学法人大阪教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）に規定する休日をいう。）の日数を差し引いた日数（以下「所定勤務日数」という。）を基礎として日割により計算する。

第3章 諸手当の支給基準

（管理職手当）

第12条 管理又は監督の地位にある教員には、管理職手当を支給する。

2 前項に規定する教員は、別表第6に掲げる職にある者とし、同表の区分欄に定める区分に応じて、次の各号に定める額の管理職手当を支給する。

- (1) 1種 106,800円
- (2) 2種 96,100円
- (3) 3種 74,800円
- (4) 4種 64,100円
- (5) 5種 32,000円
- (6) 6種 21,300円

3 管理職手当を受ける職を2以上兼ねる場合には、区分が最も上位である職に対する管理職手当を支給するものとし、当該職以外の職に対する管理職手当は支給しない。

（管理職手当の始期、終期及び日割計算）

第13条 月の中途において、管理職手当を受けるべき職に採用され又は管理職手当を支給すべき事由が生じた場合はその日から管理職手当を支給し、管理職手当の額を改定すべき事由が生じた場合はその日から管理職手当の額を改定し、退職し又は管理職手当を支給すべき事由が消滅した場合はその日から管理職手当を支給しない。

2 前項の場合の管理職手当の計算にあたっては、第11条の規定を準用し、日割計算する。

（職務負担手当）

第14条 法令に定められる職務等に従事する教職員のうち、その職務の複雑、困難又は責

任の度に一定の給与と上均衡の配慮が求められるものであって、かつその職務の特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに対しては、職務負担手当を支給する。

2 前項の規定により職務負担手当を支給する教職員の範囲、職務負担手当の支給額その他職務負担手当の支給に関し必要な事項については、公立大学法人大阪教職員職務負担手当規程（以下「職務負担手当規程」という。）に定める。

（初任給調整手当）

第 15 条 次の各号に掲げる職に新たに採用された教職員には、公立大学法人大阪教職員初任給調整手当規程（以下「初任給調整手当規程」という。）に定める期間及び額の範囲内で、採用の日（第 1 号に掲げる職に係るものにあっては、採用後、初任給調整手当規程に定める期間を経過した日）から 1 年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当を支給する。

- (1) 医学に関する専門的知識を必要とする業務に従事する教員のうち、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）に規定する医師免許証（以下同じ。）又は歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）に規定する歯科医師免許証を有するもの
 - (2) 獣医学に関する専門的知識を必要とする業務に従事する教員のうち、獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）に規定する獣医師免許証を有するもの
 - (3) 前 2 号の職以外の職で特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められるもので初任給調整手当規程に定めるもの
- 2 前項の職に在職する教職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 3 前 2 項の規定により初任給調整手当を支給される教職員の範囲、初任給調整手当の支給額については、初任給調整手当規程に定める。

（扶養手当）

第 16 条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる親族で、教職員と生計を一にし、かつ、主としてその教職員の収入により生計を維持するものをいう。
- (1) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子
 - (2) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫
 - (3) 60 歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
 - (5) 心身に著しい障害がある親族
- 3 扶養手当の月額は、前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 13,000 円、前項第 2 号から第 5 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については、1 人につき 6,500 円（教育職給料表の適用を

受ける教員でその職務の級が4級である者（以下「4級教員」という。）にあっては、3,500円）とする。

- 4 扶養親族たる子で15歳に達する日後の最初の4月1日以降にあるもの（以下「特定扶養親族たる子」という。）がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該特定扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養の届出）

第17条 新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その教職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

（扶養手当支給の始期及び終期）

第18条 扶養手当は、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合においては、その教職員となった日から、扶養親族たる父母等で前条の規定による届出に係るものがある4級教員が4級教員以外の教職員となった場合又は教職員に前条第1号に該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（前条第1号に該当する事実が生じた扶養親族の誕生日が4月1日であるときは、その事実が生じた日の属する月）から、特定扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子となった場合においては、その事実が生じた日の属する月（扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子となったときは、その事実が生じた日の属する月の翌月）からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。ただし、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に前条第1号に該当する事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。

- 2 扶養手当は、扶養親族たる父母等で前条の規定による届出に係るものがある教職員で4級教員以外のものが4級教員となった場合又は教職員に扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合においては、その事実が生じた日（第16条第2項第1号、第2号又は第4号に該当する扶養親族が扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の前日）の属する月をもって支給を終わり、又は当該月の翌月から支給額を改定する。

- 3 月の途中において扶養手当が発生し、又は消滅した場合におけるその月の扶養手当の支給額の計算については、第11条の規定を準用し、日割計算する。

（地域手当）

第19条 教職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、給料、給料の調整額、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に 100 分の 11.8 (東京都の特別区の存する地域に在勤する教職員にあっては、100 分の 16) (第 38 条に規定する休職者 (ただし、第 8 項に規定するものを除く。) については、給料、給料の調整額及び扶養手当の月額の合計額) を乗じて得た額とする。

(地域手当の始期及び終期)

第20条 月の途中において、採用され、地域手当の額が変更され又は退職した場合の地域手当については、第 10 条及び第 11 条の規定を準用して、計算する。

(住居手当)

第21条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に対して支給する。ただし、公立大学法人大阪教職員住居手当規程（以下「住居手当規程」という。）で定める教職員については、この限りでない。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 10,000 円を超える家賃を支払っている教職員
 - (2) 第 25 条第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅を借り受け、月額 10,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらとのものとの権衡上必要があると認められるものとして住居手当規程に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、28,000 円（前項第 1 号に掲げる教職員のうち同項第 2 号に掲げる教職員でもあるものにあっては、その額に 2 分の 3 を乗じて得た額）を超えない範囲内において、同項各号に掲げる教職員の区分に応じて住居手当規程で定める。

(住居の届出)

第22条 教職員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 前条第 1 項の教職員たる要件を具備するに至ったとき
- (2) 住居手当を受けている教職員の住居、家賃の額その他住居手当の月額を変更する事由があったとき
- (3) その他理事長が必要と認めたとき

(住居手当支給の始期及び終期)

第23条 住居手当の支給は、教職員が新たに第 21 条第 1 項の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、教職員が同項の要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当は、これを受けている教職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合（同額に改定する場合を含む。）について準用する。

（通勤手当）

第 24 条 通勤手当は、次に掲げる教職員に対して支給する。ただし、公立大学法人大阪教職員通勤手当規程（以下「通勤手当規程」という。）で定める教職員については、この限りでない。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員
 - (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で、通勤手当規程で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする教職員
- 2 通勤手当の額は、通勤手当規程で定めるところにより算出したその者の支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として 6 月を超えない範囲内で 1 月を単位として通勤手当規程で定める期間をいう。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額又は自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき通勤手当規程で定める額とする。ただし、次に掲げる額の合計額が 150,000 円を超えるときは、支給単位期間（当該合計額が 150,000 円を超える者の通勤手当に係る支給単位期間が複数ある場合にあっては、そのうち最も長い支給単位期間。次の各号を除き、以下同じ。）につき、150,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- (1) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額を当該支給単位期間の月数で除して得た額
 - (2) 自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき定める額を当該支給単位期間の月数で除して得た額
- 3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給料の支給日に支給する。ただし、通勤手当規程で定める教職員については、この限りでない。
- 4 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の通勤手当規程で定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して通勤手当規程で定める額を返納させるものとする。

（単身赴任手当）

第 25 条 新たに教職員として採用されたこと、事業場を異にする配置転換又は勤務する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他公立大学法人大阪教職員単身赴任手当規程（以下「単身赴任手当規程」という。）で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該採用、配置転換又は事業場の移転の直前の住居から当該採用、配置転換又は事業場の移転の直後に勤務する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支

給する。ただし、配偶者の住居から勤務する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000 円（単身赴任手当規程で定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が単身赴任手当規程で定める距離以上である教職員にあっては、その額に、70,000 円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて単身赴任手当規程で定める額を加算した額）とする。
- 3 第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして単身赴任手当規程で定める教職員には、前 2 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(単身赴任手当の届出)

第 26 条 教職員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに前条第 1 項又は第 3 項の教職員たる要件を具備するに至ったとき
- (2) 単身赴任手当を受けている教職員の住居、同居者、配偶者等の住居その他住居手当の月額を変更する事由があったとき
- (3) その他理事長が必要と認めたとき

(単身赴任手当支給の始期及び終期)

第 27 条 第 23 条の規定は、単身赴任手当の支給について、準用する。

(特殊勤務手当)

第 28 条 教職員が次に掲げる特殊な勤務に従事した場合において、その勤務に対し給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その勤務の特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるときは、その勤務の特殊性にかんがみ、業務能率及び技能の高揚に応ずるように定めた特殊勤務手当を支給することができる。

- (1) 身体若しくは生命に危険を及ぼし、又は健康に有害な影響を与える勤務
 - (2) 過度の疲労又は不快を伴う勤務
 - (3) 著しく複雑又は困難な勤務その他通常の勤務と異なった特殊な勤務
- 2 特殊勤務手当の種類及び支給される教職員の範囲並びにその額は、公立大学法人大阪教職員特殊勤務手当規程（以下「特殊勤務手当規程」という。）で定める。

(時間外勤務手当)

第 29 条 勤務時間等規程第 2 章又は第 3 章に規定する勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命じられて勤務した教職員には、勤務 1 時間ににつき、勤務 1 時間当たりの給与額に、所定の勤務時間以外の時間にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 勤務時間等規程第 8 条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日の勤務（第 2 号に掲げるものを除く。） 100 分の 125

- (2) 休日以外の日の勤務のうち、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であるもの
100 分の 150
- (3) 休日の勤務（第 4 号に掲げるものを除く。） 100 分の 135
- (4) 休日の勤務のうち、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であるもの 100 分の
160
- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第 9 条後段の規定による勤務時間の割振変更により、所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、週当たり 38 時間 45 分を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 3 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えた勤務の時間が 1 月について 45 時間を超える 60 時間以下の教職員には、その 45 時間を超える 60 時間以下勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- (1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100 分の 130（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 155）
- (2) 所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えたもの 100 分の 30
- 4 所定の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えた勤務の時間が 1 年間（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで）について 360 時間を超えた教職員には、その 360 時間を超えて勤務した全時間（次項に掲げる時間を除く。）に対して、勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- (1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100 分の 130（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 155）
- (2) 所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えたもの 100 分の 30
- 5 所定の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えた勤務の時間が 1 月について 60 時間を超えた教職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- (1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）
- (2) 所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えたもの 100 分の 50
- 6 時間外勤務手当の計算において、勤務の区分が前各項に重複して該当するときは、最も

高い支給割合によるものとする。

- 7 前項までの規定にかかわらず、勤務時間等規程第3章の規定が適用される教職員の時間外勤務手当の支給については、別に定める。

(夜間勤務手当)

第30条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した教職員には、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(管理職員深夜勤務手当)

第31条 勤務時間等規程第15条の規定の適用を受ける教職員（以下「管理監督者」という。）が午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合には、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25を管理職員深夜勤務手当として支給する。

- 2 前2条の規定は、管理監督者には適用しない。

(時間外勤務手当等の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額)

第32条 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、次の計算式により得られる額とする。

$$\text{「給料(調整額含む)の月額」} + \text{「管理職手当の月額」} + \text{「これらに対する地域手当の月額」} \\ + \text{「初任給調整手当の月額」} + \text{「職務負担手当の月額」}$$

$$\text{「週勤務時間」} \times 52/12$$

- 2 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。

$$\text{「週勤務時間」} = \text{「週所定勤務時間」} - \text{「週所定勤務時間」} \times \text{「年間祝日等日数」} \div 365$$

- 3 前項の週所定勤務時間とは、勤務時間等規程に規定する1週間当たりの勤務時間をいい、年間祝日等日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
(2) 1月2日、3日及び12月29日、30日、31日

- 4 第2項に規定する週勤務時間に12分の52を乗じたものに30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げる。

(時間外勤務手当等の計算)

第33条 前4条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

- 2 時間外勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数（支給割合を異にする場合においては、各別に計算した時間数）によって計算するものとし、この場合において、当該時間数に、1時間未満の端数を生じたときはこれを時間単位に換算する。

- 3 前項の規定により計算した時間外勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当

の額に円位未満の端数を生じたときはこれを切り上げる。

(宿日直手当)

第34条 勤務時間等規程第18条に規定する宿直勤務又は日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）を命じられて勤務した教職員には、次の各号に掲げる勤務1回につき、当該各号に定める金額を宿日直手当として支給する。

- (1) 勤務時間5時間未満の場合 3,350円
- (2) 勤務時間が午前9時から午後1時までの場合 3,350円
- (3) 理事長が定める勤務に従事する場合 理事長が定める金額

2 前5条の規定は、宿日直勤務については適用しない。ただし、宿日直勤務中において第29条に該当する勤務に従事した場合は、この限りでない。

(時間外勤務手当等の特例)

第35条 監視又は断続的勤務に従事する教職員については、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当について、その勤務の特殊性に基づき、前6条の規定にかかわらず、別段の定めをすることがある。

(クロスアポイントメント手当)

第36条 本法人及び他機関の教員等の双方の身分を有しながら本法人及び他機関の業務を行う教職員（以下「クロスアポイントメント教職員」という。）には、本法人と他機関の間で締結する協定において、本法人が給与を一括支給する場合に支給すべき給与の額が、クロスアポイントメント制度の適用がないものとした場合における給与相当額を上回るときは、その差額相当額をクロスアポイントメント手当として支給することがある。

2 前項のほか、クロスアポイントメント制度の適用期間において、特段の事情があるときは、本法人はクロスアポイントメント教職員に対して必要な補てんを行うためにクロスアポイントメント手当を支給することがある。

第4章 期末手当及び勤勉手当

(期末手当及び勤勉手当)

第37条 6月1日又は12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する教職員には、公立大学法人大阪教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（以下「期末手当規程」という。）に定めるところにより、期末手当及び勤勉手当を支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員（別に定める教職員を除く。）についても、同様とする。

第5章 休職者等の給与

(休職者の給与)

第38条 就業規則第21条第1項第1号の規定により休職となった者（次項及び第3項に定めるものを除く。）に対しては、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、給料

の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの 100 分の 80 を支給し、満 1 年を超えてからは、給与を支給しない。

- 2 結核性疾患にかかり就業規則第 21 条第 1 項第 1 号の規定による休職となった者に対しては、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給する。満 2 年を超えてからは、給与を支給しない。
- 3 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤上の負傷若しくは疾病により就業規則第 21 条第 1 項第 1 号の規定による休職となった者に対しては、給与の全額を支給する。
- 4 就業規則第 21 条第 1 項第 2 号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給する。
- 5 就業規則第 21 条第 1 項第 3 号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給する。
- 6 就業規則第 21 条第 1 項第 4 号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給する。ただし、その原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給する。
- 7 就業規則第 21 条第 1 項第 5 号の規定による休職者に対しては、その休職期間中、その者が本法人において勤務した場合に受けるべき給与から出向先から受け取った給与を差し引いた額以内の給与を支給することがある。
- 8 就業規則第 21 条第 1 項第 6 号の規定による専従休職（以下「専従休職」という。）となった教職員には、その間、給与を支給しない。
- 9 就業規則第 21 条第 1 項第 7 号の規定により休職となった場合で、理事長が必要と認めたときは、理事長が必要と認める期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給することができる。
- 10 前各項に規定するもののほか、休職となった教職員の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（停職者の給与）

第 39 条 就業規則第 53 条第 3 号の規定による停職（以下「停職」という。）とされた教職員には、その間、給与を支給しない。

（育児・介護休業者の給与）

第 40 条 公立大学法人大阪教職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児・介護休業規程」という。）に規定する育児休業、出生時育児休業及び介護休業を取得した教職員には、その間、給与を支給しない。

(育児短日数勤務の期間中の給与)

第41条 育児・介護休業規程に規定する育児短日数勤務をしている教職員のその間の給与については、公立大学法人大阪育児短日数勤務をしている教職員の給与に関する規程に定めるところによる。

(自己啓発等休業者の給与)

第42条 公立大学法人大阪教職員の自己啓発等休業に関する規程に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）を取得した教職員には、その間、給与を支給しない。

(業務傷病休業等の間の給与)

第43条 就業規則第47条に定める業務傷病休業又は通勤傷病休業（以下「業務傷病休業等」という。）となった教職員には、その間、給与の全額を支給する。

(休職前後の給与支給の変更)

第44条 教職員が月の中途において、前6条に規定する休職、停職、育児休業、出生時育児休業、介護休業、育児短日数勤務、自己啓発等休業又は業務傷病休業等（以下「休職等」という。）となり、又は、休職等が終了し、再び勤務することとなった場合は、その月の給料、給料の調整額、管理職手当、職務負担手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当は、第11条に規定する日割計算の方法により計算し、支給する。

- 2 前項の場合において、通勤手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当の計算については、それぞれ通勤手当規程、特殊勤務手当規程及び期末手当規程において定める。
- 3 月の初日から引き続いで休職等となっていたものが、月途中に復職等となった場合は、その教職員にかかる給料をその日以後速やかに支給するものとする。

第6章 給与の減額

(給料の減額)

第45条 教職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない1日又は1時間につき勤務1日又は1時間当たりの給料額をその者に支給すべき給料の額から減額する。

- (1) 勤務時間等規程第20条に規定する年次有給休暇
- (2) 勤務時間等規程第27条第1項に規定する特別休暇
- (3) 就業規則第62条第2項及び第63条第2項並びに勤務時間等規程第31条に規定する病気休暇
- (4) 勤務時間等規程第33条第1項の規定により職務専念義務の免除を受けた日又は時間
- (5) 就業規則第19条に規定するクロスアポイントメント制度による出向の期間における出向先での所定の勤務日（出向先から当該所定の勤務日について給与を受けていないと認められる場合で、この項により給料を減じることとなる事由に相当する事由が

ないときに限る。)

- (6) 前各号に定めるもののほか、理事長がやむを得ないと認めた場合
- 2 前項の規定により給料減額の対象となる時間数については、その月分を合計し、その合計時間に1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に至った日以降の期間については、病気休暇により勤務しない1日につき1日当たりの給料の額の100分の50をその者に支給すべき給料の額から減額する。
- (1) 勤務時間等規程第31条に定める病気休暇の期間及び就業規則第62条第1項第2号（同号に準ずる者として第3号の適用を受ける者を含む。以下同じ。）により就業を禁止され同条第2項の病気休暇を付与された期間並びにそれらの後に引き続く休日、就業規則第44条の欠勤（心身の故障によるものではないことが明らかな場合を除き、1日未満の欠勤は1日とみなす。）の期間が引き続き90日を超える場合
- (2) 就業規則第63条第2項による病気休暇の期間が引き続き1年を超える場合
- 4 前項各号に掲げる病気休暇（前項第1号にあってはその後に引き続く欠勤の期間を含む。以下同じ。）により引き続き勤務しない期間（以下「病気休暇等の期間」という。）の期間の計算にあたって、病気休暇等と病気休暇等の間の期間（以下「休暇間の期間」という。）がある場合については、次の各号の定めるところによるものとし、次の各号のいずれにも該当しない場合は、前後の病気休暇等の期間は通算しない。
- (1) 休暇間の期間に勤務した日（1日未満の欠勤及び宿日直勤務を除く。以下同じ。）がない場合
当該休暇間の期間及びその前後の病気休暇等の期間を病気休暇等の期間とする。
- (2) 休暇間の期間に勤務した日がある場合
当該休暇間の期間が90日未満（休暇間の期間の直前の病気休暇等の期間に精神疾患によるものであると認められる病気休暇が含まれる場合は180日未満）である場合は、その前後の病気休暇等の期間を通算する。
- （勤務1日又は1時間当たりの給料額）**
- 第46条 前条第1項に規定する勤務1日当たりの給料額は、給料（調整額を含む）の月額をその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除した額とする。
- 2 前条第1項に規定する勤務1時間当たりの給料額は、次の計算式により得られる額とする。
- 「給料（調整額を含む）の月額」
- 「週勤務時間」×52／12
- 3 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。
「週勤務時間」＝「週所定勤務時間」－「週所定勤務時間」×「年間祝日等日数」÷365
- 4 前項の週所定勤務時間とは、勤務時間等規程に規定する1週間当たりの勤務時間をいい、年間祝日等日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (2) 1 月 2 日、3 日及び 12 月 29 日、30 日、31 日

5 第 3 項に規定する週勤務時間に 12 分の 52 を乗じたものに 30 分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30 分以上 1 時間未満の端数があるときはこれを 1 時間に切り上げる。

(給料の減額の方法)

第 47 条 第 45 条の規定により減額すべき給料の額は、減額すべき事由のあった日の属する月又はその翌月の給料から差し引く。ただし、離職、停職等により給料から差し引くことができない場合において、この規程に基づくその他の未支給の給与があるときは、これから差し引き、未支給の給与がないときは、本人から回収する。

(管理職手当、職務負担手当及び初任給調整手当の減額)

第 48 条 教職員が所定の時間勤務しない場合は、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない 1 日当たりの管理職手当、職務負担手当及び初任給調整手当を、その者に支給すべき管理職手当、職務負担手当及び初任給調整手当から減額する。

- (1) 勤務時間等規程第 20 条に規定する年次有給休暇
 - (2) 勤務時間等規程第 27 条第 1 項に規定する特別休暇
 - (3) 勤務時間等規程第 33 条第 1 項の規定により職務専念義務の免除を受けた日又は時間
- 2 勤務成績が著しく不良である教職員については、管理職手当を減額し、又は支給しないことがある。
- 3 第 1 項の勤務 1 日当たりの手当額の計算にあたっては、第 46 条第 1 項の規定を準用して計算する。

(地域手当の減額)

第 49 条 教職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、地域手当のうち給料及び給料の調整額の月額にかかる部分については、第 45 条及び第 46 条の規定を準用し、減額する。

2 地域手当のうち、管理職手当にかかる部分については、第 48 条の規定を準用し、減額するものとする。

(扶養手当、住居手当、単身赴任手当の減額)

第 50 条 第 45 条の規定により給料を減額する場合であっても、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当は減額しない。

第 7 章 給与の計算期間、支払日及び支払方法

(計算期間)

第 51 条 給与は、本規程、通勤手当規程、特殊勤務手当規程、期末手当規程その他本規程の関係規程（以下「本規程等」という。）において別に定める場合を除き、月の初日から末日までを計算期間とする。

(支払日)

第 52 条 給与は、本規程等において別に定める場合を除き、給料、給料の調整額、管理職手当、職務負担手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当については、その月の支給日に、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当、宿日直手当及びクロスアポイントメント手当については、翌月の支給日に支給する。

- 2 前項に定める給与の支給日は、毎月 17 日とする。ただし、その日が次の各号に掲げる日に当たるときは、当該各号に定める日とする。
- (1) 日曜日（次号に掲げる日を除く。）又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日等」という。）その翌日
 - (2) 日曜日でその翌日が祝日等であるもの その前々日
 - (3) 土曜日 その前日

(退職者等への給与支払)

第 53 条 給与の支給日（以下「支給日」という。）後において新たに教職員となった者及び支給日前において離職し、又は死亡した教職員に係る給与については、その日以後速やかに支給するものとする。

(非常時の給与支払)

第 54 条 教職員が次の各号のいずれかに該当し、その費用に充てるため請求した場合においては、第 51 条及び第 52 条の規定にかかわらず、その請求の日までの給与を支給する。

- (1) 教職員又はその収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、又は災害を受けた場合
- (2) 教職員又はその収入によって生計を維持する者が結婚し、又は死亡した場合
- (3) 教職員又はその収入によって生計を維持する者がやむを得ない理由により 1 週間以上にわたって帰郷する場合

(給与の支払方法)

第 55 条 給与は、通貨をもって、直接本人に、その全額を支払う。ただし、教職員の同意を得た場合は、銀行その他の金融機関に対する当該教職員の預金又は貯金口座への振込みにより支払うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、法令に定めのあるもののほか、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 24 条第 1 項の規定に基づく協定がある場合には、当該法令又は協定に定められる金額を給与から控除することができる。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、クロスアポイントメント教職員の給与の支払方法については、公立大学法人大阪クロスアポイントメント制度に関する規程第 7 条に定める協定に基づき、別段の取扱いをすることができるものとする。

第 8 章 再雇用職員の給与

(再雇用職員の給与)

第 56 条 次条に定義する再雇用職員の給与について、本章に定めのある事項はその定めによるものとする。

2 再雇用職員の給与は、給料、職務負担手当、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(定義)

第 57 条 再雇用職員とは、公立大学法人大阪職員の再雇用に関する規程（以下「再雇用規程」という。）の適用を受ける者をいい、この規程における次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム再雇用職員 再雇用規程第 2 条第 2 項に規定する 1 週間の所定勤務時間が 38 時間 45 分である者をいう。
- (2) パートタイム再雇用職員 再雇用規程第 2 条第 3 項に規定する 1 週間の所定勤務時間が 37 時間 30 分を超えない者をいう。

(給料)

第 58 条 再雇用職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

2 新たに再雇用職員となった者の給料月額は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム再雇用職員 その者が占める職務に適用される給料表及び職務の級の再雇用の欄に掲げる金額
- (2) パートタイム再雇用職員 前号の金額に次の計算式によって得られる率を乗じて得られる金額（1 円未満の端数は切り捨てる。）

1 週当たりの所定勤務時間

38.75

(職務負担手当)

第 58 条の 2 第 14 条の規定にかかわらず、パートタイム再雇用職員の職務負担手当の支給額は、職務負担手当規程第 3 条から第 10 条までの規定による金額に次の計算式によつて得られる率を乗じて得られる金額（1 円未満の端数は切り捨てる。）とする。

1 週当たりの所定勤務時間

38.75

(昇格)

第 59 条 再雇用職員は、昇格しない。

(昇給)

第 60 条 再雇用職員は、昇給しない。

(通勤手当)

第 61 条 再雇用職員には、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるところにより通勤手当を支給する。

- (1) 所定勤務日数が週 4 日以上の者又は通勤手当規程に定める地域からの通勤のため新幹線鉄道等を利用する者 第 24 条の規定を準用する。
- (2) 所定勤務日数が週 4 日に満たない者（前号に掲げる者を除く。） 通勤手当の額は、次に定めるところによる。ただし、1 月当たりの額が 150,000 円を超えることとなる場合については、150,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
 - ア 交通機関を利用する場合 1 月を支給期間として、当該支給期間の翌月の給与の支給日に、1 月の勤務（現に通勤したものに限る。）の往復にかかる回数分の利用区間にかかる片道普通乗車券の購入価格を支給する。ただし、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 1 キロメートル未満のものには支給しないものとする。
 - イ 自転車等を利用する場合 通勤手当規程第 14 条の 5 第 2 号の規定を準用する。ただし、自転車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満のものには支給しないものとする。
- (3) 特別の事情により、前 2 号の規定によることが困難であると理事長が認める者 理事長が個別に定める。

（時間外勤務手当）

第 62 条 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられて勤務した再雇用職員には、次の各号に掲げる区分に応じて時間外勤務手当を支給する。

- (1) フルタイム再雇用職員 第 29 条の規定を準用する。
- (2) パートタイム再雇用職員 公立大学法人大阪パートタイム有期雇用教職員給与規程第 32 条の規定を準用する。

第 9 章 雜則

（給与を受ける権利の処分禁止）

第 63 条 教職員の給与を受ける権利は、これを処分することができない。

（給与の支給額の端数計算）

第 64 条 本規程に規定する給与の種類ごとの支給額について円位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（追給の限度）

第 65 条 給与を精算する場合で、精算の内容が未払い分の追給であるときは、未払い給与が本来支払われるべき支給日の翌日から起算して 3 年を経過していない分に限り追給するものとする。

（戻入の限度）

第 66 条 給与を精算する場合で、精算の内容が過払い分の戻入であるときは、給与の過払

いが生じた支給日の翌日から起算して5年を経過していない分に限り戻入を行うものとする。

(この規程により難い場合の措置)

第67条 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、理事長の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(定義)

- 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 旧府大法人 合併前の公立大学法人大阪府立大学をいう。
 - (2) 旧市大法人 合併前の公立大学法人大阪市立大学をいう。
 - (3) 旧府大法人就業規則 (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則をいう。
 - (4) 旧府大法人給与規程 (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程をいう。
 - (5) 旧市大法人就業規則 (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則をいう。
 - (6) 旧市大法人給与規程 (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程をいう。
 - (7) 府大承継教職員 平成31年3月31日に旧府大法人に在職し、合併前の公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則を適用されていた教職員で、合併により本法人に身分を承継されたものをいう。
 - (8) 市大承継教職員 平成31年3月31日に旧市大法人に在職し、合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則を適用されていた教職員で、合併により本法人に身分を承継されたものをいう。
 - (9) 府大区分教職員 この規程が適用される教職員で、本法人採用の日に中百舌鳥事業場、羽曳野事業場、りんくう事業場及び本部事業場で勤務するもの（再雇用規程の適用を受ける者並びに前2号及び次号の教職員を除く。）をいう。
 - (10) 市大区分教職員 この規程が適用される教職員で、本法人採用の日に杉本地区事業場、阿倍野地区（医学部・看護学部）事業場、阿倍野地区（医学部附属病院）事業場、阿倍野地区（MedCity21）事業場及び私市地区事業場で勤務するもの（再雇用規程の適用を受ける者並びに第7号及び第8号の教職員を除く。）及び本部事業場で勤務するもののうち別に定めるものをいう。
 - (11) 市大区分課長代理級 市大承継教職員及び市大区分教職員（再雇用規程の適用を受ける者を除く。）のうち、昇給等規程別表第1において一般職給料表(1)4級が適用される職務にあるものをいう。

(合併に伴う特例措置)

- 3 本則の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの期間における府大承継教職員及び府大区分教職員の給与については、第56条第1項、第57条から第60条まで並びに第63条から第66条までの規定を除き、旧府大法人給与規程及び附属する規程等に定める内容を適用する。
- 4 本則の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの期間における市大承継教職員及び市大区分教職員の給与については、第38条第3項、第43条、第56条第1項、第57条から第60条まで並びに第63条から第66条までの規定を除き、旧市大法人給与規程及び附属する規程等に定める内容を適用する。なお、第57条第2号に定めるパートタイム再雇用職員については、第45条の規定にかかわらず、大阪市立大学短時間勤務教職員給与規程第15条の規定を準用する。
- 5 本則の規定にかかわらず、市大区分課長代理級の別に規程で定める日までの期間における給与については、別に定める。

(給料表その他の切替えにかかる措置)

- 6 附則第3項及び第4項の規定による合併に伴う特例措置の終了及び本則の適用にかかる取扱いについては、公立大学法人大阪教職員の給料表の切替えに係る措置に関する規程に定める。

(経過措置)

- 7 市大承継教職員及び市大区分教職員のうち、附則第4項の規定により（旧）公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程別表第3に規定する教育職給料表の適用を受けていた者について、附則第4項の規定による合併に伴う特例措置の終了後に適用する給料表は、第4条の規定にかかわらず、附則別表第1を適用するものとし、第19条第2項中「100分の11.8」とあるのは「100分の16」とする。
- 8 府大承継教職員及び府大区分教職員のうち、附則第4項の規定により（旧）公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程別表第2に規定する教育職給料表の適用を受けていた者について、附則第4項の規定による合併に伴う特例措置の終了後に適用する給料表は、第4条の規定にかかわらず、附則別表第2を適用する。

(60歳を超える職員の給料に関する特例)

- 9 当分の間、職員（就業規則第2条第3項に定める職員のうち、再雇用規程の適用を受ける者を除いた者をいう。以下同じ。）の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員の受ける給料月額（この規程の規定又は他の規程の規定により給料表の給料月額よりも多い給料月額を受ける職員にあっては、当該給料月額を含む。）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 10 就業規則第15条第2項本文の規定による他の職への降任をされた職員のうち、特定日

に前項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が就業規則第15条第2項本文の規定により他の職への降任をされた日（以下「異動日」という。）の前日に当該職員が受けている特定日の前日を退職日とみなして算定した給料月額相当額（公立大学法人大阪教職員退職手当規程第8条第1項第1号の規定を準用して算定した退職手当基礎額に相当する額をいう。以下同じ。）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（異動日の前日から特定日までの間の給料月額相当額が増額改定又は減額改定（給料月額相当額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けている給料月額相当額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、前項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 12 附則第9項の規定の適用を受ける職員（附則第10項に規定する職員を除く。）であつて、異動日の前日から特定日までの間の給料月額相当額が増額改定又は減額改定をされた職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、特定日において役職定年による降任をされたと仮定した場合に特定日において受けることとなる給料月額相当額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）と特定日給料月額との差額を給料として支給する。
- 13 附則第10項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であつて、就業規則第15条第2項ただし書きの規定により降任の時期が特定日後に延長された職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、異動日前日を退職日とみなして算定した給料月額相当額と当該職員の受ける給料月額との差額を給料として支給する。

(60歳を超える職員の給料の調整額に関する特例)

- 14 附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する第9条の規定の適用については、当分の間、同条第2項中「定める額」とあるのは「定める額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「附則第15項の規定により読み替えられた前2項」とする。

附則別表第 1

号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	251, 400	315, 000	336, 900	373, 000
2	253, 900	317, 000	339, 000	374, 700
3	256, 400	319, 000	341, 100	376, 400
4	258, 900	321, 000	343, 200	378, 100
5	261, 400	322, 900	345, 300	379, 700
6	263, 900	324, 700	347, 400	381, 600
7	266, 400	326, 500	349, 500	383, 500
8	268, 900	328, 300	351, 600	385, 400
9	271, 400	330, 000	353, 600	387, 200
10	273, 900	331, 800	355, 400	389, 200
11	276, 400	333, 500	357, 200	391, 200
12	278, 900	335, 200	358, 900	393, 100
13	281, 400	336, 900	360, 600	395, 000
14	283, 900	338, 600	362, 200	397, 300
15	286, 400	340, 300	363, 800	399, 600
16	288, 900	342, 000	365, 300	401, 800
17	291, 400	343, 600	366, 800	404, 000
18	293, 900	345, 100	368, 400	406, 300
19	296, 400	346, 600	370, 000	408, 600
20	298, 900	348, 100	371, 500	410, 800
21	301, 400	349, 600	373, 000	413, 000
22	303, 800	351, 100	374, 600	415, 400
23	306, 200	352, 500	376, 200	417, 700
24	308, 600	353, 900	377, 700	420, 000
25	310, 900	355, 300	379, 200	422, 300
26	312, 700	356, 800	380, 800	424, 600
27	314, 500	358, 200	382, 400	426, 900
28	316, 200	359, 600	383, 900	429, 200
29	317, 900	361, 000	385, 400	431, 500
30	319, 700	362, 500	387, 000	433, 800
31	321, 400	363, 900	388, 600	436, 100
32	323, 100	365, 300	390, 100	438, 400

33	324, 800	366, 700	391, 600	440, 700
34	326, 600	368, 100	393, 200	442, 900
35	328, 300	369, 500	394, 800	445, 100
36	330, 000	370, 900	396, 300	447, 300
37	331, 700	372, 200	397, 800	449, 500
38	333, 300	373, 600	399, 400	451, 700
39	334, 900	375, 000	401, 000	453, 900
40	336, 400	376, 400	402, 500	456, 100
41	337, 900	377, 700	404, 000	458, 200
42	339, 500	379, 100	405, 600	460, 400
43	341, 100	380, 500	407, 100	462, 600
44	342, 600	381, 900	408, 600	464, 700
45	344, 100	383, 200	410, 100	466, 800
46	345, 700	384, 600	411, 700	469, 000
47	347, 300	386, 000	413, 200	471, 200
48	348, 800	387, 400	414, 700	473, 300
49	350, 300	388, 700	416, 200	475, 400
50	351, 800	390, 100	417, 800	477, 600
51	353, 300	391, 500	419, 300	479, 700
52	354, 800	392, 900	420, 800	481, 800
53	356, 300	394, 200	422, 300	483, 900
54	357, 500	395, 600	423, 900	486, 000
55	358, 700	397, 000	425, 400	488, 100
56	359, 900	398, 400	426, 900	490, 200
57	361, 100	399, 700	428, 400	492, 300
58	362, 200	401, 100	430, 000	494, 400
59	363, 300	402, 500	431, 500	496, 400
60	364, 400	403, 900	433, 000	498, 400
61	365, 500	405, 200	434, 500	500, 400
62	366, 600	406, 600	436, 100	502, 400
63	367, 600	408, 000	437, 600	504, 300
64	368, 600	409, 400	439, 100	506, 200
65	369, 600	410, 700	440, 600	508, 100
66	370, 600	412, 100	442, 100	510, 000
67	371, 600	413, 500	443, 600	511, 900

68	372, 500	414, 900	445, 100	513, 800
69	373, 400	416, 200	446, 500	515, 600
70	374, 400	417, 600	448, 000	517, 500
71	375, 400	419, 000	449, 400	519, 400
72	376, 300	420, 300	450, 800	521, 300
73	377, 200	421, 600	452, 200	523, 100
74	378, 200	423, 000	453, 500	525, 000
75	379, 200	424, 400	454, 800	526, 900
76	380, 100	425, 700	456, 100	528, 800
77	381, 000	427, 000	457, 300	530, 600
78	382, 000	428, 400	458, 600	532, 400
79	383, 000	429, 800	459, 900	534, 200
80	383, 900	431, 100	461, 200	536, 000
81	384, 800	432, 400	462, 400	537, 800
82	385, 700	433, 800	463, 700	539, 000
83	386, 600	435, 200	464, 900	540, 100
84	387, 500	436, 500	466, 100	541, 200
85	388, 300	437, 800	467, 300	542, 300
86	389, 200	439, 200	468, 500	543, 300
87	390, 100	440, 500	469, 600	544, 300
88	390, 900	441, 800	470, 700	545, 300
89	391, 700	443, 100	471, 800	546, 300
90	392, 600	444, 400	472, 900	547, 300
91	393, 500	445, 700	474, 000	548, 300
92	394, 300	447, 000	475, 100	549, 200
93	395, 100	448, 300	476, 100	550, 100
94	395, 900	449, 400	477, 100	551, 000
95	396, 600	450, 500	478, 100	551, 900
96	397, 300	451, 600	479, 100	552, 700
97	398, 000	452, 600	480, 100	553, 500
98	398, 800	453, 400	481, 100	554, 300
99	399, 500	454, 200	482, 100	555, 000
100	400, 200	455, 000	483, 100	555, 700
101	400, 900	455, 700	484, 000	556, 400
102	401, 600	456, 500	484, 900	557, 200

103	402, 300	457, 300	485, 800	557, 900
104	403, 000	458, 000	486, 600	558, 600
105	403, 700	458, 700	487, 400	559, 300
106	404, 400	459, 500	488, 300	560, 100
107	405, 100	460, 300	489, 100	560, 800
108	405, 800	461, 000	489, 900	561, 500
109	406, 500	461, 700	490, 700	562, 200
110	407, 200	462, 500	491, 600	562, 900
111	407, 900	463, 300	492, 400	563, 600
112	408, 600	464, 000	493, 200	564, 300
113	409, 300	464, 700	494, 000	564, 900
114	410, 000	465, 200	494, 800	565, 600
115	410, 700	465, 700	495, 600	566, 300
116	411, 400	466, 200	496, 400	566, 900
117	412, 000	466, 700	497, 200	567, 500
118	412, 700		498, 000	568, 100
119	413, 400		498, 800	568, 700
120	414, 100		499, 600	569, 200
121	414, 700		500, 300	569, 700
122	415, 400			
123	416, 100			
124	416, 800			
125	417, 400			
126	418, 100			
127	418, 800			
128	419, 500			
129	420, 100			
130	420, 800			
131	421, 500			
132	422, 200			
133	422, 800			
134	423, 500			
135	424, 100			
136	424, 700			
137	425, 300			

備考 この給料表は、附則第7項の適用を受ける教員に適用する。

附則別表第2

号給	1級	2級	3級	4級
1	272,300	332,600	373,800	452,900
2	274,200	335,000	376,400	454,500
3	276,100	337,400	379,000	456,100
4	278,000	339,700	381,600	457,700
5	279,800	342,000	384,200	459,300
6	281,700	344,400	386,700	461,900
7	283,600	346,700	389,200	464,400
8	285,500	349,000	391,600	466,900
9	287,300	351,300	394,000	469,400
10	289,400	353,600	396,500	471,700
11	291,500	355,900	399,000	474,000
12	293,600	358,200	401,400	476,300
13	295,700	360,400	403,800	478,600
14	298,000	362,300	406,100	480,900
15	300,200	364,200	408,400	483,100
16	302,400	366,000	410,600	485,300
17	304,600	367,800	412,800	487,500
18	307,100	369,700	414,700	489,400
19	309,600	371,600	416,600	491,200
20	312,000	373,400	418,500	493,000
21	314,400	375,200	420,300	494,800
22	317,800	377,100	422,200	496,700
23	321,100	379,000	424,000	498,500
24	324,400	380,800	425,800	500,300
25	327,700	382,600	427,600	502,100
26	330,300	384,500	429,400	504,000
27	332,800	386,300	431,200	505,800
28	335,300	388,100	433,000	507,600
29	337,800	389,900	434,800	509,400
30	339,900	391,700	436,600	511,200
31	342,000	393,500	438,400	513,000

32	344, 000	395, 300	440, 200	514, 800
33	346, 000	397, 000	442, 000	516, 500
34	348, 000	398, 800	443, 600	518, 300
35	349, 900	400, 600	445, 200	520, 100
36	351, 800	402, 400	446, 800	521, 800
37	353, 700	404, 100	448, 400	523, 500
38	355, 600	405, 900	449, 900	525, 200
39	357, 500	407, 700	451, 400	526, 900
40	359, 400	409, 500	452, 900	528, 600
41	361, 200	411, 200	454, 400	530, 200
42	362, 300	413, 000	455, 900	531, 900
43	363, 300	414, 700	457, 400	533, 600
44	364, 300	416, 400	458, 900	535, 200
45	365, 300	418, 100	460, 400	536, 800
46	366, 300	419, 800	461, 900	538, 400
47	367, 300	421, 500	463, 400	540, 000
48	368, 300	423, 200	464, 900	541, 600
49	369, 200	424, 900	466, 400	543, 200
50	370, 200	426, 400	467, 500	544, 700
51	371, 100	427, 800	468, 500	546, 200
52	372, 000	429, 200	469, 500	547, 700
53	372, 900	430, 600	470, 500	549, 100
54	373, 800	432, 100	471, 400	550, 500
55	374, 700	433, 500	472, 300	551, 800
56	375, 600	434, 900	473, 200	553, 100
57	376, 400	436, 300	474, 100	554, 400
58	377, 300	437, 700	475, 000	555, 300
59	378, 200	439, 100	475, 900	556, 200
60	379, 000	440, 500	476, 800	557, 100
61	379, 800	441, 900	477, 700	557, 900
62	380, 700	443, 300	478, 600	558, 400
63	381, 600	444, 700	479, 500	558, 900
64	382, 400	446, 100	480, 400	559, 300
65	383, 200	447, 400	481, 300	559, 700
66	384, 100	448, 500	481, 900	560, 100

67	384, 900	449, 600	482, 400	560, 500
68	385, 700	450, 700	482, 900	560, 900
69	386, 500	451, 700	483, 400	561, 300
70	387, 400	452, 500	484, 300	561, 600
71	388, 200	453, 300	485, 200	561, 900
72	389, 000	454, 100	486, 100	562, 200
73	389, 800	454, 800	486, 900	562, 400
74	390, 700	455, 500	487, 500	563, 300
75	391, 500	456, 200	488, 000	564, 200
76	392, 300	456, 800	488, 500	565, 100
77	393, 100	457, 400	489, 000	565, 900
78	394, 000	457, 900	489, 200	566, 800
79	394, 800	458, 400	489, 300	567, 700
80	395, 600	458, 900	489, 400	568, 600
81	396, 400	459, 400	489, 500	569, 500
82	397, 000	459, 900	489, 700	
83	397, 600	460, 400	489, 900	
84	398, 200	460, 800	490, 000	
85	398, 800	461, 200	490, 100	
86	399, 400	461, 700	490, 200	
87	400, 000	462, 200	490, 300	
88	400, 600	462, 600	490, 400	
89	401, 200	463, 000	490, 500	
90	401, 600	463, 500	490, 600	
91	402, 000	463, 900	490, 700	
92	402, 400	464, 300	490, 800	
93	402, 800	464, 700	490, 900	
94	403, 100	465, 100	491, 000	
95	403, 400	465, 500	491, 100	
96	403, 700	465, 800	491, 200	
97	404, 000	466, 100	491, 300	
98	404, 500	466, 300	491, 700	
99	405, 000	466, 400	492, 100	
100	405, 400	466, 500	492, 400	
101	405, 800	466, 600	492, 700	

102	406, 300	466, 800	493, 200	
103	406, 800	467, 000	493, 700	
104	407, 200	467, 200	494, 200	
105	407, 600	467, 300	494, 700	
106	408, 100	467, 500	495, 400	
107	408, 500	467, 700	496, 000	
108	408, 900	467, 800	496, 600	
109	409, 300	467, 900	497, 200	
110	409, 800	468, 000	497, 800	
111	410, 200	468, 100	498, 400	
112	410, 600	468, 200	499, 000	
113	411, 000	468, 300	499, 600	
114	411, 400	468, 400		
115	411, 800	468, 500		
116	412, 200	468, 600		
117	412, 600	468, 700		
118	413, 000	468, 900		
119	413, 400	469, 100		
120	413, 800	469, 200		
121	414, 100	469, 300		
122	414, 300	469, 600		
123	414, 500	469, 900		
124	414, 700	470, 100		
125	414, 900	470, 300		
126	415, 100	470, 800		
127	415, 300	471, 300		
128	415, 500	471, 800		
129	415, 600	472, 300		
130	415, 700	472, 800		
131	415, 800	473, 300		
132	415, 900	473, 800		
133	416, 000	474, 300		
134	416, 100	474, 700		
135	416, 200	475, 100		
136	416, 300	475, 500		

137	416, 400	475, 900		
138	416, 500	476, 500		
139	416, 600	477, 000		
140	416, 700	477, 500		
141	416, 800	478, 000		
142	416, 900			
143	417, 000			
144	417, 100			
145	417, 200			
146	417, 600			
147	418, 000			
148	418, 400			
149	418, 700			
150	419, 200			
151	419, 600			
152	420, 000			
153	420, 400			
154	420, 900			
155	421, 400			
156	421, 800			
157	422, 200			
158	422, 700			
159	423, 200			
160	423, 600			
161	424, 000			
162	424, 500			
163	425, 000			
164	425, 500			
165	425, 900			
166	426, 400			
167	426, 900			
168	427, 400			
169	427, 800			
170	428, 300			
171	428, 800			

172	429, 300			
173	429, 700			
174	430, 200			
175	430, 700			
176	431, 100			
177	431, 500			

備考 この給料表は、附則第8項の適用を受ける教員に適用する。

附 則（令和2.2.12 規程1）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年2月12日から施行する。ただし、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人大阪教職員給与規程（以下「第1条改正後の規程」という。）第19条、別表第2、別表第3、別表第4及び別表第6(2)並びに公立大学法人大阪教職員給与規程（平成31年規程第40号）附則第4項、第7項及び附則別表の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人大阪教職員給与規程の規定に基づいて平成31年4月1日から第1条改正後の規程の施行日の前日までの間に教職員に支払われた給与は、第1条改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（清算日）

- 4 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和2年2月17日とする。

附 則（令和2.3.31 規程50）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（追給の限度に関する経過措置）

- 2 この規程による改正後の公立大学法人大阪教職員給与規程第65条の規定は、この規程の施行の日以後に本来支払われるべき支給日が到来する給与について適用し、同日より前に支給日が到来した給与については、なお従前の例による。

附 則（令和3.3.31 規程39）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4.3.31 規程388）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4.9.30 規程621）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5.2.28 規程15）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年3月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人大阪教職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1から別表第4まで、附則別表第1及び附則別表第2の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和4年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に退職した者には適用しない。

（給与の内払）

- 4 この規程による改正前の公立大学法人大阪教職員給与規程の規定に基づいて令和4年4月1日から改正後の規程の施行日の前日までの間に教職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（清算日）

- 5 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和5年3月17日とする。

附 則（令和5.3.31 規程120）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5.12.20 規程223）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人大阪教職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1から別表第4まで、附則別表第1及び附則別表第2の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和5年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に退職した者には適用しない。

（給与の内払）

- 4 この規程による改正前の公立大学法人大阪教職員給与規程の規定に基づいて令和5年4月1日から改正後の規程の施行日の前日までの間に教職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（清算日）

- 5 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和6年1月17日とする。

附 則（令和6.3.27 規程134）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6.7.22 規程190）

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

附 則（令和6.12.24 規程253）

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

附 則（令和7.1.24 規程2）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人大阪教職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1から別表第4まで、附則別表第1及び附則別表第2の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和6年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に退職した者には適用しない。

（給与の内払）

- 4 この規程による改正前の公立大学法人大阪教職員給与規程の規定に基づいて令和6年4月1日から改正後の規程の施行日の前日までの間に教職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（清算日）

- 5 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和7年2月17日とする。

附 則（令和7.3.31 規程57）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の公立大学法人大阪教職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第16条の適用については、同条第1項中「支給する」を「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族にかかる扶養手当は、教育職給料表の適用を受ける教員でその職務の級が4級である者に対しては支給しない」と、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害がある親族」とあるのは「(5) 心身に著しい障害がある親族／(6) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。
- 3 この規程による改正後の規程第25条の規定は、この規程の施行日以降に新たに教職員として採用された者に適用し、同日より前に教職員として採用された者については、なお従前の例による。

別表第1 一般職給料表(1)

号給	1級	2級	3級	4級
1	188, 400	259, 400	283, 600	356, 600
2	189, 500	260, 500	284, 900	358, 400
3	190, 600	261, 600	286, 200	360, 200
4	191, 700	262, 700	287, 500	362, 000
5	192, 800	263, 700	288, 700	363, 800
6	193, 900	264, 900	290, 100	365, 700
7	195, 000	266, 000	291, 500	367, 500
8	196, 100	267, 100	292, 900	369, 300
9	197, 200	268, 200	294, 300	371, 100
10	198, 500	269, 400	295, 800	373, 000
11	199, 800	270, 600	297, 300	374, 900
12	201, 100	271, 700	298, 700	376, 800
13	202, 400	272, 800	300, 100	378, 600
14	203, 800	274, 000	301, 700	380, 800
15	205, 200	275, 200	303, 300	383, 000
16	206, 500	276, 300	304, 900	385, 200
17	207, 800	277, 400	306, 500	387, 400
18	209, 700	278, 600	308, 100	389, 600
19	211, 600	279, 800	309, 700	391, 700
20	213, 500	280, 900	311, 300	393, 800
21	215, 400	282, 000	312, 900	395, 900
22	217, 900	283, 400	314, 900	397, 600
23	220, 300	284, 800	316, 800	399, 300
24	222, 700	286, 100	318, 700	401, 000
25	225, 100	287, 400	320, 600	402, 600
26	226, 900	288, 800	322, 700	404, 100
27	228, 600	290, 200	324, 800	405, 600
28	230, 300	291, 500	326, 800	407, 100
29	232, 000	292, 800	328, 800	408, 600
30	232, 400	294, 200	330, 500	409, 800
31	232, 800	295, 600	332, 200	411, 000
32	233, 100	297, 000	333, 900	412, 100
33	233, 400	298, 400	335, 600	413, 200

34	234, 100	299, 800	337, 200	414, 400
35	234, 700	301, 200	338, 800	415, 500
36	235, 300	302, 600	340, 400	416, 600
37	235, 900	304, 000	341, 900	417, 700
38	237, 400	305, 500	343, 900	418, 400
39	238, 900	307, 000	345, 900	419, 100
40	240, 300	308, 400	347, 900	419, 800
41	241, 700	309, 800	349, 800	420, 500
42	243, 000	311, 200	351, 800	421, 100
43	244, 300	312, 600	353, 700	421, 700
44	245, 500	314, 000	355, 600	422, 200
45	246, 700	315, 300	357, 500	422, 700
46	247, 900	316, 600	359, 400	423, 000
47	249, 000	317, 900	361, 300	423, 200
48	250, 100	319, 200	363, 100	423, 400
49	251, 200	320, 500	364, 900	423, 600
50	252, 200	322, 100	366, 400	423, 800
51	253, 200	323, 700	367, 900	424, 000
52	254, 200	325, 300	369, 300	424, 200
53	255, 100	326, 900	370, 700	424, 400
54	256, 100	328, 500	371, 800	424, 600
55	257, 100	330, 000	372, 900	424, 800
56	258, 000	331, 500	373, 900	425, 000
57	258, 900	333, 000	374, 900	425, 200
58	259, 900	333, 800	376, 000	425, 400
59	260, 800	334, 600	377, 000	425, 600
60	261, 700	335, 400	378, 000	425, 800
61	262, 600	336, 200	379, 000	426, 000
62	263, 500	337, 000	379, 600	426, 200
63	264, 400	337, 800	380, 200	426, 400
64	265, 300	338, 600	380, 800	426, 600
65	266, 200	339, 400	381, 300	426, 800
66	267, 100	340, 200	381, 900	427, 000
67	268, 000	341, 000	382, 500	427, 200
68	268, 900	341, 700	383, 100	427, 400

69	269, 700	342, 400	383, 600	427, 600
70	270, 900	343, 000	384, 200	427, 800
71	272, 000	343, 600	384, 800	428, 000
72	273, 100	344, 200	385, 400	428, 200
73	274, 200	344, 800	385, 900	428, 400
74	275, 200	345, 400	386, 500	
75	276, 100	345, 900	387, 100	
76	277, 000	346, 400	387, 700	
77	277, 900	346, 900	388, 200	
78	278, 900	347, 400	388, 600	
79	279, 800	347, 900	388, 900	
80	280, 700	348, 400	389, 200	
81	281, 600	348, 800	389, 500	
82	282, 600	349, 200	389, 900	
83	283, 500	349, 600	390, 200	
84	284, 400	350, 000	390, 500	
85	285, 300	350, 400	390, 800	
86	286, 300	350, 800	391, 200	
87	287, 200	351, 200	391, 500	
88	288, 100	351, 600	391, 800	
89	289, 000	352, 000	392, 100	
90	290, 000	352, 400	392, 300	
91	290, 900	352, 800	392, 500	
92	291, 800	353, 200	392, 700	
93	292, 700	353, 600	392, 900	
94	293, 600	354, 000	393, 100	
95	294, 500	354, 400	393, 300	
96	295, 300	354, 800	393, 500	
97	296, 100	355, 100	393, 700	
98	296, 900	355, 400	393, 900	
99	297, 700	355, 700	394, 100	
100	298, 500	356, 000	394, 300	
101	299, 200	356, 300	394, 500	
102	300, 000	356, 600		
103	300, 700	356, 800		

104	301, 400	357, 000		
105	302, 100	357, 200		
106	302, 500	357, 400		
107	302, 900	357, 600		
108	303, 200	357, 800		
109	303, 500	358, 000		
110	303, 900	358, 200		
111	304, 300	358, 400		
112	304, 600	358, 600		
113	304, 900	358, 800		
114	305, 300			
115	305, 600			
116	305, 900			
117	306, 200			
118	306, 600			
119	306, 900			
120	307, 200			
121	307, 500			
122	307, 800			
123	308, 100			
124	308, 400			
125	308, 600			
126	308, 900			
127	309, 100			
128	309, 300			
129	309, 500			
130	309, 700			
131	309, 900			
132	310, 100			
133	310, 300			
134	310, 500			
135	310, 700			
136	310, 900			
137	311, 100			
138	311, 300			

139	311,500			
140	311,700			
141	311,900			
142	312,100			
143	312,300			
144	312,500			
145	312,700			
再雇用	236,800	253,900	276,300	300,900

備考：この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

再雇用職員にあっては、再雇用の欄に掲げる金額を適用する。

別表第2 一般職給料表(2)

号給	1級	2級	3級
1	172,300	260,700	304,600
2	173,400	262,200	306,500
3	174,500	263,600	308,400
4	175,600	265,000	310,300
5	176,700	266,400	312,200
6	177,800	267,700	314,100
7	178,900	268,900	316,000
8	180,000	270,100	317,800
9	181,100	271,300	319,600
10	182,200	272,400	321,300
11	183,300	273,500	323,000
12	184,400	274,600	324,700
13	185,400	275,600	326,300
14	186,500	276,700	327,900
15	187,600	277,800	329,500
16	188,600	278,800	331,000
17	189,600	279,800	332,500
18	190,700	280,900	334,100
19	191,800	282,000	335,600
20	192,800	283,000	337,100
21	193,800	284,000	338,600

22	194, 900	285, 100	340, 200
23	195, 900	286, 100	341, 700
24	196, 900	287, 100	343, 200
25	197, 900	288, 100	344, 700
26	199, 000	289, 200	346, 100
27	200, 000	290, 200	347, 500
28	201, 000	291, 200	348, 900
29	202, 000	292, 200	350, 300
30	203, 000	293, 300	351, 600
31	204, 000	294, 300	352, 900
32	205, 000	295, 300	354, 200
33	206, 000	296, 300	355, 500
34	207, 000	297, 300	356, 800
35	208, 000	298, 300	358, 000
36	209, 000	299, 300	359, 200
37	210, 000	300, 300	360, 400
38	211, 000	301, 200	361, 500
39	212, 000	302, 000	362, 600
40	213, 000	302, 800	363, 600
41	213, 900	303, 600	364, 600
42	214, 900	304, 500	365, 500
43	215, 900	305, 300	366, 400
44	216, 900	306, 100	367, 300
45	217, 800	306, 900	368, 200
46	218, 800	307, 800	369, 000
47	219, 800	308, 600	369, 800
48	220, 800	309, 400	370, 600
49	221, 700	310, 200	371, 300
50	222, 700	311, 100	372, 100
51	223, 700	311, 900	372, 900
52	224, 600	312, 700	373, 700
53	225, 500	313, 500	374, 400
54	226, 500	314, 400	375, 100
55	227, 500	315, 200	375, 800
56	228, 400	316, 000	376, 500

57	229, 300	316, 800	377, 100
58	230, 300	317, 700	377, 700
59	231, 300	318, 500	378, 300
60	232, 200	319, 300	378, 900
61	233, 100	320, 100	379, 400
62	234, 000	321, 000	379, 900
63	234, 900	321, 800	380, 300
64	235, 800	322, 600	380, 700
65	236, 600	323, 400	381, 100
66	237, 500	324, 200	381, 500
67	238, 400	325, 000	381, 900
68	239, 300	325, 800	382, 300
69	240, 100	326, 600	382, 700
70	241, 000	327, 400	
71	241, 900	328, 200	
72	242, 700	329, 000	
73	243, 500	329, 800	
74	244, 400	330, 600	
75	245, 300	331, 400	
76	246, 100	332, 200	
77	246, 900	333, 000	
78	247, 800	333, 800	
79	248, 700	334, 600	
80	249, 500	335, 400	
81	250, 300	336, 200	
82	251, 200	337, 000	
83	252, 100	337, 800	
84	252, 900	338, 600	
85	253, 700	339, 400	
86	254, 600	340, 200	
87	255, 500	341, 000	
88	256, 300	341, 800	
89	257, 100	342, 600	
90	258, 000	343, 400	
91	258, 800	344, 200	

92	259, 600	345, 000	
93	260, 400	345, 700	
94	261, 300	346, 500	
95	262, 100	347, 300	
96	262, 900	348, 100	
97	263, 700	348, 800	
98	264, 500	349, 600	
99	265, 300	350, 400	
100	266, 100	351, 100	
101	266, 800	351, 800	
102	267, 600	352, 600	
103	268, 300	353, 300	
104	269, 000	354, 000	
105	269, 700	354, 700	
106	270, 300	355, 400	
107	270, 800	356, 100	
108	271, 300	356, 800	
109	271, 800	357, 500	
110	272, 300	358, 000	
111	272, 800	358, 500	
112	273, 300	359, 000	
113	273, 800	359, 500	
114	274, 300	360, 000	
115	274, 700	360, 500	
116	275, 100	361, 000	
117	275, 500	361, 400	
118	275, 900		
119	276, 300		
120	276, 700		
121	277, 100		
122	277, 500		
123	277, 900		
124	278, 300		
125	278, 600		
126	279, 000		

127	279, 400		
128	279, 800		
129	280, 100		
130	280, 500		
131	280, 900		
132	281, 300		
133	281, 600		
134	282, 000		
135	282, 400		
136	282, 700		
137	283, 000		
138	283, 400		
139	283, 800		
140	284, 100		
141	284, 400		
142	284, 800		
143	285, 200		
144	285, 500		
145	285, 800		
146	286, 200		
147	286, 600		
148	286, 900		
149	287, 200		
150	287, 600		
151	288, 000		
152	288, 300		
153	288, 600		
154	289, 000		
155	289, 400		
156	289, 700		
157	290, 000		
158	290, 400		
159	290, 800		
160	291, 100		
161	291, 400		

162	291,800		
163	292,200		
164	292,500		
165	292,800		
166	293,200		
167	293,600		
168	293,900		
169	294,200		
170	294,600		
171	295,000		
172	295,300		
173	295,600		
174	296,000		
175	296,400		
176	296,700		
177	297,000		
178	297,400		
179	297,800		
180	298,100		
181	298,400		
182	298,800		
183	299,200		
184	299,500		
185	299,800		
再雇用	236,800	253,900	276,300

備考：この給料表は、技能職員に適用する。

再雇用職員にあっては、再雇用の欄に掲げる金額を適用する。

別表第3 教育職給料表

号給	1級	2級	3級	4級
1	272,300	332,600	373,800	452,900
2	274,200	335,000	376,400	454,500
3	276,100	337,400	379,000	456,100
4	278,000	339,700	381,600	457,700

5	279,800	342,000	384,200	459,300
6	281,700	344,400	386,700	461,900
7	283,600	346,700	389,200	464,400
8	285,500	349,000	391,600	466,900
9	287,300	351,300	394,000	469,400
10	289,400	353,600	396,500	471,700
11	291,500	355,900	399,000	474,000
12	293,600	358,200	401,400	476,300
13	295,700	360,400	403,800	478,600
14	298,000	362,300	406,100	480,900
15	300,200	364,200	408,400	483,100
16	302,400	366,000	410,600	485,300
17	304,600	367,800	412,800	487,500
18	307,100	369,700	414,700	489,400
19	309,600	371,600	416,600	491,200
20	312,000	373,400	418,500	493,000
21	314,400	375,200	420,300	494,800
22	317,800	377,100	422,200	496,700
23	321,100	379,000	424,000	498,500
24	324,400	380,800	425,800	500,300
25	327,700	382,600	427,600	502,100
26	330,300	384,500	429,400	504,000
27	332,800	386,300	431,200	505,800
28	335,300	388,100	433,000	507,600
29	337,800	389,900	434,800	509,400
30	339,900	391,700	436,600	511,200
31	342,000	393,500	438,400	513,000
32	344,000	395,300	440,200	514,800
33	346,000	397,000	442,000	516,500
34	348,000	398,800	443,600	518,300
35	349,900	400,600	445,200	520,100
36	351,800	402,400	446,800	521,800
37	353,700	404,100	448,400	523,500
38	355,600	405,900	449,900	525,200
39	357,500	407,700	451,400	526,900

40	359, 400	409, 500	452, 900	528, 600
41	361, 200	411, 200	454, 400	530, 200
42	362, 300	413, 000	455, 900	531, 900
43	363, 300	414, 700	457, 400	533, 600
44	364, 300	416, 400	458, 900	535, 200
45	365, 300	418, 100	460, 400	536, 800
46	366, 300	419, 800	461, 900	538, 400
47	367, 300	421, 500	463, 400	540, 000
48	368, 300	423, 200	464, 900	541, 600
49	369, 200	424, 900	466, 400	543, 200
50	370, 200	426, 400	467, 500	544, 700
51	371, 100	427, 800	468, 500	546, 200
52	372, 000	429, 200	469, 500	547, 700
53	372, 900	430, 600	470, 500	549, 100
54	373, 800	432, 100	471, 400	550, 500
55	374, 700	433, 500	472, 300	551, 800
56	375, 600	434, 900	473, 200	553, 100
57	376, 400	436, 300	474, 100	554, 400
58	377, 300	437, 700	475, 000	555, 300
59	378, 200	439, 100	475, 900	556, 200
60	379, 000	440, 500	476, 800	557, 100
61	379, 800	441, 900	477, 700	557, 900
62	380, 700	443, 300	478, 600	558, 400
63	381, 600	444, 700	479, 500	558, 900
64	382, 400	446, 100	480, 400	559, 300
65	383, 200	447, 400	481, 300	559, 700
66	384, 100	448, 500	481, 900	560, 100
67	384, 900	449, 600	482, 400	560, 500
68	385, 700	450, 700	482, 900	560, 900
69	386, 500	451, 700	483, 400	561, 300
70	387, 400	452, 500	484, 300	561, 600
71	388, 200	453, 300	485, 200	561, 900
72	389, 000	454, 100	486, 100	562, 200
73	389, 800	454, 800	486, 900	562, 400
74	390, 700	455, 500	487, 500	563, 300

75	391, 500	456, 200	488, 000	564, 200
76	392, 300	456, 800	488, 500	565, 100
77	393, 100	457, 400	489, 000	565, 900
78	394, 000	457, 900	489, 200	566, 800
79	394, 800	458, 400	489, 300	567, 700
80	395, 600	458, 900	489, 400	568, 600
81	396, 400	459, 400	489, 500	569, 500
82	397, 000	459, 900	489, 700	
83	397, 600	460, 400	489, 900	
84	398, 200	460, 800	490, 000	
85	398, 800	461, 200	490, 100	
86	399, 400	461, 700	490, 200	
87	400, 000	462, 200	490, 300	
88	400, 600	462, 600	490, 400	
89	401, 200	463, 000	490, 500	
90	401, 600	463, 500	490, 600	
91	402, 000	463, 900	490, 700	
92	402, 400	464, 300	490, 800	
93	402, 800	464, 700	490, 900	
94	403, 100	465, 100	491, 000	
95	403, 400	465, 500	491, 100	
96	403, 700	465, 800	491, 200	
97	404, 000	466, 100	491, 300	
98	404, 500	466, 300	491, 700	
99	405, 000	466, 400	492, 100	
100	405, 400	466, 500	492, 400	
101	405, 800	466, 600	492, 700	
102	406, 300	466, 800	493, 200	
103	406, 800	467, 000	493, 700	
104	407, 200	467, 200	494, 200	
105	407, 600	467, 300	494, 700	
106	408, 100	467, 500	495, 400	
107	408, 500	467, 700	496, 000	
108	408, 900	467, 800	496, 600	
109	409, 300	467, 900	497, 200	

110	409, 800	468, 000	497, 800	
111	410, 200	468, 100	498, 400	
112	410, 600	468, 200	499, 000	
113	411, 000	468, 300	499, 600	
114	411, 400	468, 400		
115	411, 800	468, 500		
116	412, 200	468, 600		
117	412, 600	468, 700		
118	413, 000	468, 900		
119	413, 400	469, 100		
120	413, 800	469, 200		
121	414, 100	469, 300		
122	414, 300	469, 600		
123	414, 500	469, 900		
124	414, 700	470, 100		
125	414, 900	470, 300		
126	415, 100	470, 800		
127	415, 300	471, 300		
128	415, 500	471, 800		
129	415, 600	472, 300		
130	415, 700	472, 800		
131	415, 800	473, 300		
132	415, 900	473, 800		
133	416, 000	474, 300		
134	416, 100	474, 700		
135	416, 200	475, 100		
136	416, 300	475, 500		
137	416, 400	475, 900		
138	416, 500	476, 500		
139	416, 600	477, 000		
140	416, 700	477, 500		
141	416, 800	478, 000		
142	416, 900			
143	417, 000			
144	417, 100			

145	417, 200			
146	417, 600			
147	418, 000			
148	418, 400			
149	418, 700			
150	419, 200			
151	419, 600			
152	420, 000			
153	420, 400			
154	420, 900			
155	421, 400			
156	421, 800			
157	422, 200			
158	422, 700			
159	423, 200			
160	423, 600			
161	424, 000			
162	424, 500			
163	425, 000			
164	425, 500			
165	425, 900			
166	426, 400			
167	426, 900			
168	427, 400			
169	427, 800			
170	428, 300			
171	428, 800			
172	429, 300			
173	429, 700			
174	430, 200			
175	430, 700			
176	431, 100			
177	431, 500			

備考：この表は、教員（教授、准教授、講師、助教である者をいう。）に適用する。

別表第4 看護職給料表(1)

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	211,400	280,900	326,600	361,200	407,400	442,800
2	213,600	282,400	327,800	362,300	408,200	443,600
3	216,300	283,800	328,900	363,300	408,900	444,300
4	218,700	285,300	330,100	364,300	409,600	445,000
5	221,100	286,700	331,200	365,400	410,300	445,800
6	223,600	288,200	332,300	366,400	411,100	446,500
7	225,800	289,700	333,500	367,400	411,800	447,200
8	227,100	291,100	334,600	368,500	412,500	447,900
9	228,600	292,600	335,800	369,500	413,200	448,700
10	230,100	294,000	336,900	370,600	414,000	449,400
11	231,700	295,500	338,100	371,600	414,700	450,100
12	233,300	296,900	339,200	372,600	415,400	450,800
13	234,800	298,400	340,300	373,700	416,200	451,600
14	236,400	299,800	341,500	374,700	416,900	452,300
15	237,900	301,300	342,600	375,800	417,600	453,000
16	239,500	302,700	343,800	376,800	418,300	453,800
17	241,000	304,200	344,900	377,800	419,100	454,500
18	242,600	305,700	345,500	378,900	419,800	455,200
19	244,200	307,100	346,200	379,900	420,500	455,900
20	245,700	308,600	346,800	380,900	421,200	456,700
21	247,300	310,000	347,400	382,000	422,000	457,400
22	248,800	310,700	348,000	383,000	422,700	458,100
23	250,400	311,500	348,600	384,100	423,400	458,800
24	252,000	312,200	349,300	385,100	424,200	459,600
25	253,500	312,900	349,900	386,100	424,900	460,300
26	255,100	313,600	350,500	387,200	425,600	461,000
27	256,600	314,400	351,100	388,200	426,300	461,800
28	258,200	315,100	351,800	389,300	427,100	462,500
29	259,700	315,800	352,400	390,300	427,800	463,200
30	261,300	316,600	353,000	390,800	428,500	463,900
31	262,900	317,300	353,600	391,300	429,200	464,700
32	264,400	318,000	354,300	391,900	430,000	465,400
33	265,100	318,700	354,900	392,400	430,700	466,100

34	265,900	319,200		392,900	431,400	466,800
35	266,600	319,600		393,400	432,200	467,600
36	267,300	320,000		393,900	432,900	468,300
37	268,100	320,400		394,500	433,600	469,000
38	268,800	320,800		395,000	434,300	469,700
39	269,500	321,200		395,500	435,100	470,500
40	270,200	321,600		396,000		471,200
41	271,000	322,100		396,500		471,900
42	271,700	322,500		397,000		472,700
43	272,400	322,900		397,600		473,400
44	273,100	323,300		398,100		474,100
45	273,600	323,700		398,600		474,800
46	274,000	324,100		399,100		475,600
47	274,400	324,600		399,600		476,300
48	274,800	325,000		400,200		477,000
49	275,200	325,400		400,700		477,700
50	275,600					478,500
51	276,100					479,200
52	276,500					479,900
53	276,900					480,700
54	277,300					
55	277,700					
56	278,100					
57	278,500					
58	279,000					
59	279,400					
60	279,800					
再雇用	243,000	243,000	243,000	271,000	294,400	317,600

備考：この表は、看護師に適用する。

再雇用職員にあっては、再雇用の欄に掲げる金額を適用する。

別表第5 給料の調整額

適用される給料表	教職員	支給額
一般職給料表(1)	(1) 管理区域（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第1条第1号に定める管理区域をいう。以下同じ。）内において、施設の点検又は保守の業務に直接従事することを常例とする技師のうち、理事長が特に認める者	12,900円
	(2) 管理区域に業務上立ち入る職員のうち、理事長が特に認める者	8,600円
教育職給料表	(1) 大学院研究科を担当する教授、准教授又は講師（以下「大学院担当教員」という。）のうち、大学院博士後期課程を担当する者で主任として学生に対する研究指導に従事する大学院担当教員のうち別に定める者	4級 46,200円 3級 40,200円 2級 38,100円
	(2) 大学院担当教員のうち、大学院研究科の博士後期課程を担当する者（(1)に掲げる者を除く）	4級 30,800円 3級 26,800円 2級 25,400円
	(3) 国際基幹教育機構における大学院共通教育科目を担当する教授、准教授又は講師（以下「大学院共通教育科目担当教員」という。）のうち、博士後期課程の大学院共通教育科目を担当し、別に定める要件に該当する者	
	(4) 大学院担当教員（(1)及び(2)に掲げる者を除く。）のうち、別に定める要件に該当する者	4級 15,400円 3級 13,400円 2級 12,700円
	(5) 大学院共通教育科目担当教員（(3)に掲げる者を除く。）のうち、別に定める要件に該当する者	

(6) 大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教のうち、別に定める要件に該当する者	1級 11,100 円	
(7) 管理区域内において、放射線を使用して研究業務に従事することを本務とする教員のうち、職務の級が1級であり、かつ理事長が特に認める者	27,750 円	
(8) 管理区域内において、放射線を使用して研究業務に従事することを本務とする教員のうち、職務の級が2級であり、かつ理事長が特に認める者	31,750 円	
(9) 管理区域内において、放射線を使用して研究業務に従事することを本務とする教員のうち、職務の級が3級であり、かつ理事長が特に認める者	33,500 円	
(10) 管理区域内において、放射線を使用して研究業務に従事することを本務とする教員のうち、職務の級が4級であり、かつ理事長が特に認める者	38,500 円	
(11) 医学部附属病院において、感染症又は結核の予防救治に従事する医師又は歯科医師の免許を有する教員のうち中央臨床検査部、放射線科又は放射線治療科に勤務する者（課長級以上の職であるものを除く。）	10,800 円	
(12) 医学部附属病院において、(11)に掲げる以外の診療等の業務に従事する医師又は歯科医師の免許を有する教員	8,100 円	

別表第6 管理職手当

(1) 大阪公立大学

組 織	職	区 分
	副学長	1種
	特命副学長	2種
	学長補佐	5種
	学長特別補佐	6種
研究院	研究院長	2種
	副研究院長	4種
学部	学部長	2種
	副学部長	4種
現代システム科学域	学域長	2種
	副学域長	4種
大学院研究科	研究科長	2種
	副研究科長	4種
国際基幹教育機構	機構長	2種
	副機構長	4種
	高等教育研究開発センター長	6種
	教職センター長	6種
	高度人材育成推進センター長	6種
	国際教育センター長	6種
	アドミッションセンター長	5種
研究推進機構	機構長	2種
	副機構長	4種
	協創研究センター長	6種
	生産技術センター長	4種
	人工光合成研究センター長	3種
	放射線研究センター長	4種
	生物資源開発センター長	6種
	BNCT研究センター長	6種
	附属植物園長	4種
	都市健康・スポーツ研究センター長	4種

図書館機構	機構長	2種
	副機構長	4種
	杉本図書館長	2種
	中百舌鳥図書館長	4種
	阿倍野医学図書館長	4種
教育推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
入試推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
学術研究推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
産学官民共創推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
社会連携推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
国際化推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
農学部附属教育研究フィールド	フィールド長	4種
獣医学部附属獣医臨床センター	センター長	4種
医学部附属刀根山結核研究所	研究所長	3種
医学部附属病院	病院長	1種
	副院長	2種
	病院長補佐	3種
	医療安全センター長	3種
	部長	4種
	センター長（医療安全センター長を除く。）	4種
	室長	4種
基金推進室	室長	5種
大阪関西 EXPO パビリオン出展推進室	室長	5種
環境マネジメント推進室	室長	5種
カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリシヨン推進室	室長	5種
データ利活用促進室	室長	5種
研究戦略室	室長	5種

女性研究者支援室	室長	5種
ハラスメント相談室	室長	5種
安全衛生推進室	室長	5種
情報戦略推進室	室長	5種
総合技術推進室	室長	5種
情報基盤センター	センター長	4種
情報セキュリティセンター	センター長	4種

(2) 大阪府立大学

組 織	職	区 分
	副学長	1種
	特命副学長	2種
	学長補佐	5種
	学長特別補佐	6種
学域	学域長	2種
	副学域長	4種
大学院研究科	研究科長	2種
	副研究科長	4種
高等教育推進機構	機構長	2種
	副機構長	4種
研究推進機構	機構長	2種
	副機構長	4種
教育推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
学術研究推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
社会連携推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
国際化推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種

(3) 大阪市立大学

組 織	職	区 分
	副学長	1種
	特命副学長	2種

	学長補佐	5 種
	学長特別補佐	6 種
学部	学部長	2 種
	副学部長	4 種
大学院研究科	研究科長	2 種
	副研究科長	4 種
教育推進本部	本部長	2 種
	副本部長	5 種
学術研究推進本部	本部長	2 種
	副本部長	5 種
社会連携推進本部	本部長	2 種
	副本部長	5 種
国際化推進本部	本部長	2 種
	副本部長	5 種

(4) 大阪公立大学工業高等専門学校

組　　織	職	区　分
	校長	1 種